

過労死防止基本法（仮称）の早期制定等を求める意見書

過労死が社会問題となり、「karoshi」が国際語となって4半世紀が経とうとしている。過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死の労災認定件数は増え続けており、過労に起因した自殺も含めて、一向に減少する気配はない。

労働基準法第32条では、労働者の生命と健康を保障するため、週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと規定しており、さらに平成22年4月には、長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図るため、時間外労働の限度に関する基準の見直し等を内容とする改正法が施行されている。しかしながら、実際の労働現場では、過重な長時間労働を強いられ、健康障害を生じる労働者が後を絶たない。

労働者側から使用者に労働条件の改善を申し出るのは容易なことではなく、また、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、個別の企業が単独で労働条件改善に着手することは困難である。このように、個人や個別企業の取組では限界がある以上、国の責任において過労死撲滅対策を図ることが喫緊の課題である。

よって国会及び政府は、過労死や過労自殺を防ぐため、「過労死防止基本法（仮称）」を早期に制定し、総合的な過労死防止対策を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

神奈川県議会議員 古 沢 時 衛

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿